

静岡県告示第496号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年7月1日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	下田石廊松崎線	賀茂郡南伊豆町石廊崎字上り立232番の1地内	前	11.0~24.0	29.0
			後	15.0~24.0	29.0

=====

静岡県告示第497号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年7月1日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	静岡朝比奈藤枝線	藤枝市高田字沖田189番の20から	前	13.5~13.5	32.4
		藤枝市高田字沖田189番の23まで			